

# 奈良新卒応援ハローワーク通信

第14号 令和6年11月14日

## 奈良県内企業20例目！ 株式会社弥杜工業がユースエール認定

令和6年9月、奈良市の「株式会社 弥杜工業(ミトコウギョウ)」がユースエール認定企業(若者の採用・育成に積極的に若者の雇用管理が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定)として認定されました。奈良県内で20例目の認定企業となります。また、同社は奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業(良質な雇用環境整備に取り組んでいる県内企業を奈良県が認定)にも認定されています。

9月18日に奈良労働局にてユースエール認定書の交付式が行われました。式後、林社長にお話を伺いました。



交付式の様子。写真左から林さん(代表取締役) 奈良労働局長

## どんな会社???

JR帯解駅から徒歩10分の場所に事業所があります。設立は平成26年で、総合建設業として公共工事を中心に道路工事、河川工事、災害復旧工事、維持修繕工事等がされています。「例えば道路工事であれば住民の暮らしを良くすることに貢献できた達成感ややりがいのある仕事ですね」と話されていました。このように地元密着型企業として奈良県を中心に事業を展開されています。

林社長は「これからも新3K(給与、休暇、希望)へ向けた取り組みを継続していきたい。資格取得支援など人材育成や社員教育にも積極的に取り組んでいきたい」「社員に安心して働き続けて欲しい」と想いを語られていました。今後はくるみん(子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定)の取得にも意欲を見せられています。従業員を大切に育てる、そんな会社です。

## 若手従業員の定着を目指して

以前「働くならカッコいい作業服を着て働きたい!」と、従業員から声があがったそうです。そこで若手社員がデザインしたものを発注し、現在はこの新しい作業服を着てお仕事をされています。

残業はほぼなく、有給休暇も取得しやすい環境となっています。お話を伺った日も、有給休暇を取得している社員がいました。

また、教育に力を入れており、業界未経験でも安心して入社でき、働き続けていける会社です。

このように若者ができるだけ働きやすく、仕事を続けていける環境を整えていく経営方針を実践されています。

### 株式会社 弥杜工業(ミトコウギョウ)

事業内容:  
総合建設業として公共工事を中心に道路工事、河川工事、災害復旧工事、維持修繕工事等

本社所在地: 奈良市大宮町7丁目1-65-1  
営業所: 奈良市横井5丁目382-1

株式会社弥杜工業では土木作業員を募集しています。事前の職場見学も可能です。詳しくはハローワーク窓口までお問い合わせください。

### <ユースエール認定企業とは?>

若者の採用・育成に積極的、かつ、若者の雇用管理の状況などが優良であると国が認定した中小企業です。離職率が低い・有給休暇が取りやすい・教育に熱心・残業時間が少ない・など各項目を満たす必要があります。(詳しくは通信第1号でも紹介しています)

認定企業はハローワークの求人票に「ユースエールマーク」が表示されています。地域の魅力的な会社で若いみなさんを歓迎しているので、就活の際にぜひチェックしてみてくださいね。

ユースエール認定企業は  
ここから確認できます!



「ユースエール認定企業」  
を探し、日本全国を旅する  
白クマ。



# 過去最大！！ 奈良県最低賃金が986円に

令和6年10月1日より、奈良県最低賃金が986円に改定されました。去年の936円より50円アップしました。これは過去最大の上げ幅となります。

最低賃金は働くすべての労働者に適用されます。日給であろうと月給であろうと、時間給に換算した際に、この金額以上でないと違法となります。一度、自身の給与額をチェックしてみてください。

参考に、月160時間労働（1日8時間労働、月20日出勤と仮定）の場合は157,760円が最低ラインとなります。



## 奈良新卒応援ハローワーク公式LINE

セミナー・イベント情報など就活に関する情報をお届けしています。



登録してね！



## 奈良県 最低賃金

令和6年

10月1日から

時間額

986 円

前年比

50円 UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

### 1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline 986 \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

### 2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline 986 \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

### 3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline 986 \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

### 4 上記1, 2, 3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)